

令和4年9月2日

法務省民事局民事第二課 御中

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案（仮称） に関する意見

公益財団法人 日本生態系協会

会長 池谷奉文（団体としての意見）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

【該当箇所】

国庫への帰属の承認をすることができない土地として法第5条第1項第5号に規定されている「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」の一つとして、「鳥獣や病虫害などにより、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地（軽微なものを除く。）」が挙げられていることについて

【意見内容】

森林、原野等に多くの野生動物が生息しています。人口減少等を背景に、その分布が拡大しつつあります。森林、原野等について、鳥獣害や病虫害が生じている、又は生じるおそれがあることをもって、単純に、「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」と判定し、国庫への帰属の承認をすることができない、とされないよう、運用に当たり留意していただきたい。

【理由】

相続土地国庫帰属法案の国会審議において、「森林」について、法務省民事局長から「一般論としては、森林における樹木については、土地の通常の管理又は処分を阻害する有体物には該当しない」、すなわち国庫への帰属が承認されるとしつつも、「その土地の性質や位置関係」、「個別の事情」によるとの答弁がなされています（衆議院法務委員会令和3年3月24日）。

「果樹園」については「一般に、放置しておくとならば鳥や獣や病虫害の被害の発生要因となり」、草刈り等の通常の管理に加え、「定期的に果実を含めた枝の剪定や農薬の散布などの作業が必要になる」、「そのため、果樹園は基本的に通常の管理又は処分を阻害する樹木が存する土地に該当し、国庫帰属の対象外になる」との答弁がなされています（参議院法務委員会令和3年4月20日）。

人口減少等を背景に、近年、野生動物の分布が拡大しつつあります。森林、原野等について、鳥獣や病虫害を生じさせる発生要因となるおそれがあることをもって、単純に、「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」と判定し、国庫への帰属の承認をすることができない、と処理されると、大部分の森林、原野等がこれに該当し、法律が機能しないことになりかねません。運用に当たり留意していただきたい。